



とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正について



森林は、豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土をつくり、さらには地球温暖化の防止にも貢献するなど、様々な公益的機能を持っています。

こうした大切な森林を、県民皆様の理解と協力の下に守り育て、次の世代に引き継いでいくため、栃木県では平成20年度から『とちぎの元気な森づくり県民税』を導入し、荒廃した森林の整備等に取り組んできました。

当初、課税期間を平成29年度までの10年間としていましたが、課税期間が終了を迎えるに当たり、これまでの取組について評価を行うとともに、森林・林業、山村地域の現状等を踏まえ、とちぎの元気な森づくり県民税の今後のあり方を検討しました。

その結果、県民共有の財産である森林を、健全な状態で次世代に継承していくため、平成30年度以降もとちぎの元気な森づくり県民税を継続することとし、『とちぎの元気な森づくり県民税条例』を一部改正しようとするものです。

I とちぎの元気な森づくり県民税条例の改正案の概要

課税期間を10年間延長します

課税期間を10年間延長します。

- 個人 平成20年度から平成39年度までの各年度分
(現行：平成20年度から平成29年度分までの各年度分)
- 法人 平成20年4月1日から平成40年3月31日までの間に開始する各事業年度分
(現行：平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度分)

【参考】課税方式及び税率については、現行と同様とします。

- ・課税方式：県民税均等割の超過課税方式
- ・税率：個人 年額700円
法人 県民税均等割額の7% (年額1,400円～56,000円)

Ⅱ とちぎの元気な森づくり県民税のあり方の検討について

これまでのとちぎの元気な森づくり県民税事業の主な取組

- ① 荒廃しているスギ・ヒノキ等の人工林の間伐を行い、元気な森林に再生したほか、シカやクマなどの獣害から樹木を守るための対策を行いました。
- ② 民家の周辺に残る里山林を整備して、明るく安全な森林にしました。
- ③ 県民の皆様が広く森づくりに参加できるよう支援しました。
- ④ 森とのふれあいや木を使うことを通じて森林の大切さを普及啓発しました。

これまでのとちぎの元気な森づくり県民税事業の評価

とちぎの元気な森づくり県民税事業の実績については、有識者等からなる外部機関「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会」において、「有効性」、「効率性」、「進ちょく度」の観点から毎年度評価を実施しています。

また、平成28年度には、平成20年度～平成27年度事業の総括が行われ、「とちぎの元気な森づくり県民税事業の所期の目的は概ね達成されていると認められるものの、なお対策が必要とされる課題も残されている」との評価となっています。

《評価内容の詳細についてはこちら》

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/eco/shinrin/zenpan/moridukurihyoukaiinkai.html>

森林・林業をめぐる主な課題

これまで、とちぎの元気な森づくり県民税を活用し、手入れが行き届いていない森林の整備などを進めてきましたが、今もなお、本県の森林や林業は、次のような課題を抱えています。

- 戦後に植栽したスギやヒノキなどの針葉樹林が木材として利用に適した時期を迎えています、利用が進まず、森林の高齢化が進んでいます。
- 山村地域ではこれまで、生活の中で森林の整備・管理が行われてきましたが、山村地域の過疎化や森林所有者の高齢化などにより、所有森林の小規模化が進み、所有者・境界がわからない森林が増加しています。
- 住宅様式の変化等に伴い、製材用木材の需要が減少するなど、木材の需要構造及び需要量が大きく変化しており、拡大した人工林を現状のまま維持していくことが困難な状況となっています。
- シカやクマなどの野生獣による被害を受ける森林が増えています。

とちぎの元気な森づくり県民税に関する意向調査等

とちぎの元気な森づくり県民税の継続の要否について、県民の皆様等に意向調査等を実施したところ、結果は次のとおりでした。

- ① 森林の公益的機能を維持・向上させるため、県民の約78%が税負担は必要と回答
- ② すべての市町村長がとちぎの元気な森づくり県民税事業の継続が必要と回答
一方、取組の内容については、一部見直しが必要との回答が多数

とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会の意見

外部有識者による「とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会」において、平成30年度以降のあり方について検討が重ねられ、平成28年12月に「平成30年度以降についても県民税を継続し、引き続き、森林の持つ公益的機能の恩恵を享受しているすべての県民の参加と負担により、適正な森林整備や管理を行い、将来にわたり森林の機能を維持向上させていく必要がある」との意見書が提出されました。

《意見書の詳細についてはこちら》

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/281206arikataikennsyo.html>

Ⅲ 次期とちぎの元気な森づくり県民税について

とちぎの森林の目指す姿

「森林の持つ公益的機能を高度に発揮する多様で健全な森林」

利用期を迎えた森林については「伐る→使う→植える→育てる」という森林本来のサイクルを回復（森林資源の循環利用を促進）させることにより、その公益的機能が維持・向上します。

一方、山村地域の過疎化や木材需要の減少等を考慮すると、伐採したすべての森林をこれまでどおりスギ・ヒノキに再造林していくことは困難です。

そのため、森林の自然的・社会的条件を踏まえ、「森林資源を循環利用していくゾーン」と「広葉樹林などの自然林化していくゾーン」に区分し、多様で健全なとちぎの森林を形成していきます。

次期とちぎの元気な森づくり県民税事業の基本目標

長期間、継続的に森林を健全な状態に保っていくためには、森林資源の循環利用サイクルを確実に回しながら、森林の年齢を表す“林齢”の構成に偏りが無い状態にすることが重要です。

しかし、本県の森林は、高齢な森林が多く、若い森林が少ない偏った林齢構成となっているため、その偏りを可能な限り解消し、高齢化した森林を若返らせるためには、当面10年間で5,000haの伐採・植栽が必要です。

そのため、次期とちぎの元気な森づくり県民税においては、次の基本目標を掲げ、取組を進めていきます。

- 森林の若返りのため、10年間で5,000haの森林の伐採・植栽を促進し、森林資源の循環利用を図っていきます。

次期とちぎの元気な森づくり県民税の使途

木材生産のほか、県土の保全や水源のかん養など、私たちの暮らしに欠かすことのできない様々な森林の働きを守り、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、次の取組にとちぎの元気な森づくり県民税を活用します。

- ① 「森林資源の循環利用」
 - ・ 高齢化した森林の若返りを図るための伐採後の植栽や、シカやクマなどの野生獣から樹木を守るための防除対策、多くの人が利用する施設などの木造・木質化などを支援します。
- ② 「持続可能な森林管理」
 - ・ 手入れのできない針葉樹林を管理の容易な広葉樹林等へ転換することによる多様な森づくりや、身近な里山林の保全などを支援します。
- ③ 「県民理解の促進」
 - ・ 木材利用や森林整備の大切さ等に関する普及啓発を実施します。
- ④ 「森林所有対策」
 - ・ 所有者自ら管理できない森林を適正に管理していくための仕組みづくりに取り組みます。

事業の評価等

- 外部有識者による事業の評価・検証を実施します。
- 改正後のとちぎの元気な森づくり県民税条例施行後概ね5年を経過した場合、又は国の森林環境税（仮称）が創設されるなど、社会経済情勢の変化等があった場合に制度の見直しを行います。



今後も、とちぎの元気な森づくり県民税を有効に活用し、「県民協働による森づくり」を着実に推進し、本県森林の豊かな恵みを次の世代へ引き継いでいくため、県民の皆様を始め、関係機関の御理解・御協力をお願いします。